

津市まちなみ修景整備事業補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 31 日訓第 44 号

改正 平成 31 年 3 月 29 日訓第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市景観計画に基づくまちなみ修景整備事業の実施を支援することにより、市民共通の大切な資産として良好な景観の形成を推進するため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなみ修景整備事業 歴史的なまちなみ等本市の特徴的な景観の保全及び創出を図るため、重点地区内において建築物及び工作物の外観を整備する事業をいう。
- (2) 重点地区 津市景観条例（平成 25 年津市条例第 10 号）第 7 条第 1 項の規定により市長が指定した地区をいう。
- (3) 修景基準 重点地区における津市景観計画に定める景観形成基準のうち、歴史的なまちなみに調和した建築物又は工作物の外観の保全及び創出を図るための基準をいう。
- (4) 修景整備 積極的かつ自主的に修景基準に基づき実施する外観に係る整備をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「まちなみ修景整備事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施する者で、市税を滞納していないものに対して、同一年度内 1 回に限り、これを交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業と同一内容の事業の実施について

本市から既に補助金等の交付を受けた場合において、当該補助対象事業を完了した日から10年を経過していないときは、補助金を交付しない。ただし、災害等により補助対象事業に係る建築物若しくは工作物が滅失し、又は損傷した場合において市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、他の公的機関から既に補助金等の交付を受け、又は受ける予定である事業については、補助対象事業としない。

（補助対象事業の内容等）

第5条 補助対象事業の内容並びに補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び交付限度額は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。この場合において、同一の建築物又は工作物に係る補助金の交付が複数年度にわたる場合は、その合計額（補助金を交付した日が属する年度の翌年度から起算して10年を経過したものを除く。）が交付限度額を超えないものとする。

- 2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請の期限）

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、補助対象事業を実施する日の30日前とする。

（添付書類）

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 位置図
- (2) 設計図（平面図、立面図、仕上表等）
- (3) 補助対象事業の実施前の写真
- (4) 補助対象経費の見積書
- (5) 市税完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

（事前協議等）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、交付の申請の前に修景整備に係る行為が補助対象事業に適合するか否かについて、あらかじめまちなみ修景整備事業補助金交付事前協議申出書（別記様式）に関係書類を添えて市長と協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議の申出を受けた場合は、津市景観条例第2

2条第1項に規定する津市景観審議会に対し、意見を求め、これを考慮した上で、当該協議に係る行為が補助対象事業に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導することができる。

(実績の報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施後の写真
- (2) 補助対象事業に係る工事契約書の写し
- (3) 補助対象経費を支払ったことを証する書類
- (4) その他市長が必要を認める書類

(財産の処分制限)

第10条 規則第17条ただし書の市長の定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10年を経過した日とする。

(検査)

第11条 市長は、補助対象事業の状況等について、中間検査及び完了検査をすることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日訓第26号)

この訓は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業の内容	補助対象経費	交付限度額
修景基準に適合した重点地区内の道路に面する建築物又は視点場から眺めることができる建築物に係る景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第1号に掲げる行為	補助対象事業に要する経費のうち、建築物の外観に係る修景整備に要した費用	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が300万円を超えるときは、300万円）
修景基準に適合した重点地区内の道路に面する工作物又は視点場から眺めることができる工作物に係る景観法第16条第1項第2号に掲げる行為	補助対象事業に要する経費のうち、工作物の外観に係る修景整備に要した費用	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が150万円を超えるときは、150万円）

別記様式（第 8 条関係）

まちなみ修景整備事業補助金交付事前協議申出書

年 月 日

（宛先） 津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事業所又は事業者の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕

電 話

年度においてまちなみ修景整備事業を実施したいので、津市まちなみ修景整備事業補助金交付要綱第 8 条の規定により関係書類を添えて事前協議を申し出ます。

記

1 行為の所在地	津市
2 交付希望額	金 円
3 着工予定年月日	年 月 日
4 完了予定年月日	年 月 日
5 添付書類	(1) 位置図 (2) 設計図（平面図、立面図、仕上表等） (3) 補助対象事業の実施前の写真 (4) 補助対象経費の見積書 (5) その他市長が必要と認める書類